

第 1 回役員会議事録

日時：平成 22 年 4 月 10 日（土）13:00～18:00

場所：神田事務所

役員：中山、野嶋、太田、小泉、高橋、田村、野並、正木、リボウィッツ、（敬称略）

事務局：鈴木、大川、伊藤（記録）

検討資料

資料 1 第 7 回役員会議事録（案）

資料 2 平成 22 年度日本看護系大学協議会事務局体制

資料 3 平成 21 年度活動方針

資料 4 平成 21 年度日本看護系大学協議会役員名簿

資料 5 平成 22 年度専門看護師教育課程認定手続きの説明会のご案内

資料 6 平成 22 年度日本看護系大学協議会総会次第

資料 7 平成 22 年度役員会日程表

I. 報告

1) 庶務より（事務局：鈴木）

(1) 新事務所について

- ・3月29日に契約が済み、今後はキャビネット、可動式の棚を購入し、室内を整えていく予定である。
- ・利用規程については、部分修正を行い役員の先生方にお送りする。

(2) ホームページ更新について

- ・総会のご案内、新設校に対する加入案内を4月7日に発送した。
- ・ホームページの中で、会員校が1校抜けていたことが判明し、追加修正を行った。その他の会員校が抜けていないかの確認を行う。

2) 会計より（事務局：大川）

第4四半期会計報告について、各委員会から必要書類を提出してもらい、現在は事務局で確認を行っている。来週には税理士の方へ報告する予定である。

II. 議題

1. 平成 21 年度第 7 回役員会議事録の承認（資料 1）

議事録の内容が確認され、承認された。

2. 事務局体制（資料 2）

1) 報告事項

事務局庶務鈴木より、資料に基づき平成 22 年度の事務局体制について報告された。

2) 審議事項

(1) 役員交代について

平成 21 年度役員（幹事）のうちの 3 名が平成 22 年度から職位の変更が生じることとなった。役員

交代のルールは確定していないが役員会としては、以下のように対処することとした。

- i) 当該大学の日本看護系大学協議会の代表者（代表権を大学から委任された者）が交代した場合
 - a. 当該大学の交代した日本看護系大学協議会代表者が役員を引き継ぐ意思がある場合は、役員会の承認を得て、総会において代表者の交代に伴って役員が変わったことを報告する。ただし、任期は前任者の残り期間とする。
 - b. 当該大学の交代した日本看護系大学協議会代表者が役員を引き継ぐ意思がない場合は、前回の選挙で次点になった大学の代表者が役員候補者となり、役員会の承認を得て、総会で報告する。この場合も、任期は前任者の残り期間とする。

ii) 職位が変更しても当該大学の日本看護系大学協議会代表者としての立場が継続する場合
任期まで役員を継続する。

iii) 平成 21 年度途中で職位が変わった役員

- a. 慶應義塾大学医療看護学部の学部長の交代に伴い、山下香枝子氏から太田喜久子氏に幹事を交代した。
当該幹事は、会長の指名幹事であったため役員会において、幹事交代と委員会の分掌をそのままを引き継ぐことを承認した。

iv) 平成 22 年 4 月 1 日より職位が変わった役員

- a. 会長 中山洋子：看護学部長交代により職位は変更したが、当該大学の日本看護系大学協議会の代表者としての立場は継続 → 平成 22 年度も日本看護系大学協議会会長を継続する。
- b. 幹事 小泉美佐子：看護学専攻主任は交代したが、当該大学の日本看護系大学協議会の代表者としての立場は継続 → 平成 22 年度も幹事を継続する。
- c. 幹事 野並葉子：学部長交代により平成 22 年度から新学部長である片田範子氏に日本看護系大学協議会の代表者も交代する。交代時期は総会終了時（2010 年 5 月 28 日）とし、この旨を役員会で了承した。

(2) 神田事務所の事務担当者について

本協議会の法人化に伴い、事務所機能を強化する必要があり、現在事務補助者として雇用している潮さんを常勤者として雇用することが中山会長より提案され、承認された。

3. 平成 21 年度事業活動報告について

中山会長より平成 21 年度事業活動報告書は 4 月 12 日に入稿する予定であり、総会前に各会員校に配布することが報告された。

4. 平成 22 年度活動方針（資料 3）

(1) 「会計年度」と「事業年度」は 4 月 1 日から 3 月 31 日まで、「役員の任期」は、総会から総会までであることが了解された。

(2) 平成 22 年度の活動方針の検討が行われ、一部加筆修正された。

平成 22 年度の活動方針の中で、「1-1) 看護学教育評価体制の構築」、「1-4) モデル・コア・カリキュラムの検討」、「2 高度実践看護師教育の充実強化」を重点項目とすることが確認された。

5. 役員役割分担についての確認 (資料4)

(1)検討の結果、役員の方掌は以下のように決定した。

会長	中山洋子	高等教育行政対策委員会 (代表者), 組織整備検討委員会
副会長	野島佐由美	専門看護師教育課程認定委員会 (代表者), 高等教育行政対策委員会
幹事	小泉美佐子	看護学教育研究倫理検討委員会 (代表者)
幹事	高橋真理	看護学教育評価機関検討委員会 (代表者)
幹事	田村やよひ	高度実践看護師制度推進委員会 (代表者), 組織整備検討委員会
幹事	片田範子	広報・出版委員会
幹事	正木治恵	FD委員会 (代表者)
幹事	リボウィッツよし子	国際交流推進委員会 (代表者)
幹事	太田喜久子	データベース整備・検討委員会 (代表者)

(2)平成 22 年度は、常設ならびに臨時委員会の体制は現状を継続することが了解された。法人化後、第 1 回社員総会において、委員会の再編成を提案し、承認を受け、平成 23 年度から実施する予定であることを定例総会で中山会長が説明する旨、確認された。

6. 平成 22 年度専門看護師教育課程認定手続きの説明会について (資料5)

野嶋副会長より資料に基づき、説明会の日時、プログラム内容について報告された。

7. 平成 22 年度総会の運営について (資料6)

1) 確認事項

(1)会長の挨拶後、平山朝子氏の講演を行うことが確認された。

(2)平成 22 年度予算案について

役員推薦委員会の予算を法人化後に設置予定の選挙管理委員会の予算として計上することが了解された。

(3)「一般社団法人日本看護系大学協議会定款 (案) について」の議事案は、以下のように修正することが了解された。

4)日本看護系大学協議会の一般社団法人化について

- ① 一般社団法人日本看護系大学協議会の定款 (案) について
- ② 定款の申請の承認について

(4)定款施行細則と役員選出規程については、以下のように議事に追加することが確認された。

8) 定款施行細則と役員選出規程についての説明

8. 一般社団法人日本看護系大学協議会 法人化に伴う手続きについて (資料)

(1)リボウィッツ幹事より法人化に伴う手続きに伴う必要事項に関して説明がなされた。

- ・ 4 月 15 日までに、役員は印鑑証明を提出する。
- ・ 手続きには役員の実印押印が必要であり、次回役員会 (5 月 14 日) において押印を行う。

(2)リボウィッツ幹事より定款 (案) を司法書士に確認してもらい、一部修正を行ったことが報告された。

(3)今後の予定として、以下のことが確認された。

- ①リポウィッツ幹事が役員に修正後の定款（案）を送り、各役員は確認する。
- ②その後、事務局から全会員校に定款（案）を送り、5月の連休前までに会員校から意見を返してもらう。
- ③法人化後は、公印の変更も必要となるので、一般社団法人日本看護系大学協議会代表理事の公印を早急に準備する。

9. 一般社団法人日本看護系大学協議会 定款施行細則（案）について （資料）

野並幹事より資料に基づき説明がなされ、検討後、一部修正された。

10. 日本看護系大学協議会 役員選出規程(案)について （資料）

野並幹事より資料に基づき説明がなされ、検討後、一部修正された。

11. 法人化に伴う今後のスケジュールについて

野嶋副会長から今後のスケジュールについて説明がなされ、以下のことが確認された。

- (1)5月の総会において、定款施行細則(案)と役員選出規程(案)を提案する。
- (2)第1回社員総会は7月に開催し、そこで、定款施行規則(案)と役員選出規程(案)の審議を諮る。
それまでに、この両案への意見を会員校から出してもらう。選挙管理委員会の委員の承認は理事会で行うので、総会には諮らない。
- (3)5月の総会で第1回社員総会の開催日程を伝えておく。
- (4) 選挙管理委員会の活動としては、以下のように進める。
 - ・平成23年度の会員校の代表者(社員)の問い合わせを平成23年2月末までに行う。会員校は、それまでに平成23年度の代表者を決定できることが望ましい。
 - ・平成23年度の会員校の代表者(社員)からなる役員候補者名簿を作成し、平成23年3月～4月に役員選挙を実施して、理事会に報告する。
 - ・5月の社員総会で、平成23～24年度の役員の承認を受ける。

<今後の役員会・総会の予定>

第2回役員会 5月14日（金）15時に集合、役員会は16:00～20:00

第3回役員会 7月4日（日）13:00～16:00

第1回社員総会 7月17日（土）13:00～16:00 場所は東京の予定